

農林水産省知的財産戦略本部 有識者ヒアリング(第2回)議事録

平成18年5月19日(金)

14:00~

農林水産省第2特別会議室

三浦副大臣：知的財産の保護・活用について、農林水産分野は対応が手薄であり、農政における「攻め」と「守り」を明確化にする意味も含めて、他省庁に先駆け、知的財産戦略本部を設置した。本日はご意見ご指導をよろしくお願いしたい。

(進行役(種苗課長)による出席者の紹介)

(荒井事務局長より「農林水産業も知的財産の時代」を講演)

《意見交換》

西川生産局長：生産局は生産部門として「ものづくり」を担当するところであり、少子高齢化による需要減少や、コストダウンが求められる中より良いものを作りたいと考えており、知的財産を大いに活用していきたい。生産工程管理に着目して、知的財産の創出を進めたい。

荒井事務局長：新聞報道でも農産物の偽物が多い。北海道の業者に鮭を注文したらカナダ産だったとか色々報道されている。ブランド化する上で生産工程管理の導入が必要であり、しっかりやれば信用やブランド価値を上げられ、高く買ってもらえる。安全・安心・正直が重要であり、消費者が疑うものは高く売れない。

實重生産局総務課長：知財の海外流出への対応が難しいと言われたが、保護制度の無い国には制度整備の働きかけをしているものの、他に有効な手だてはないものか。

荒井事務局長：出て行かないように、国内の意識統一が重要。良いか悪いかの議論をしっかりしながらコンセンサスや社会的ルールを作ること。

相手国に法律がない場合、しっかり主張すること、文句を言うこと。

外圧がなければ相手国は動かない。経済協力を行う際にも、品種保護に関する制度整備を進めることを相手国に求めることなどが必要。

また、種苗法と関税法により、輸入を止める体制も整備され、不正競争防止法の改正でノウハウの流出も対象とした。総合的体制づくりが重要。

丸山研究総務官：栽培技術は個々の技術改良はたいしたものではなくても、こ

それを体系化することによって、産業上の重要性が大きいものとなる。  
技術の体系化を保護するシステムが必要ではないか。

荒井事務局長：確かに今の時代の進み方に特許システムが対応しきれない面がある。和牛の遺伝資源保護の議論も日本が初めてだと思われ、しっかりやっていたきたい。また、ビジネスモデル特許というものもある。いろいろなものの組み合わせについて検討することが必要で、例えば、ビジネスモデルに当てはめるためには、どういうところがそれに当たるのか検討するなど、保護のあり方を考えていくべき。コンピュータソフトも最初は保護されなかったが、今は保護されるようになってきており、知的フロンティアがどんどん広がっている。

( 澁澤教授「知的営農による特産物保護と市場競争力向上」講演 )  
( 田所アドバイザー「地域財産」を「知的財産」で活かす」講演 )

#### 《意見交換》

吉田審議官：澁澤先生の説明スライド3について、「実際に危惧される心配・問題」の中の「4 資本力のある企業などが農業知財を勝手に取得・活用し・・・」について、もう少し具体的にお聞きしたい。また、スライド11の精密農業の実施と知財はどのような繋がりがあるのか。農法の5大要素の中にあるひとつひとつが知財になり得るのか、それとも5大要素それぞれについて工夫をすることがひとつの知財になり得るということか。

澁澤教授：スライド3について、地元で昔から使われている独特な農作物の名称が、ある企業にその名称を商標登録され使用できない事例がある。スライド11についてはおっしゃるとおり。プロセスを具体的に記載、ドキュメント化することにより、生産方法が地域ブランドになる。更に工夫することにより、複数の要素に跨る特許となり、それが非常に強力なものとなる。

染審議官：新しい品種が出れば、その品種に応じた新しい栽培技術や加工技術ができ、更に体系化に結びつくと思われる。品種に応じたノウハウをどのようにすれば権利化できるのか。

田所アドバイザー：特許も可能である。農林水産の研究機関もしっかり押さえなければダメである。だれかに加工方法や製品の特許を押さえられては、新品種も伸びない。中国の企業が「青森」という名称の申請を行った例がある。こういう問題が出てきたときに、地方において知的財産に関する相談ができる体制が必要。

荒井事務局長：画期的な栽培方法であれば、特許として認められるが、技術の体系化で特許をとるには工夫が必要だろう。ビジネスモデル特許ではコンピュータを利用した技術のみが認められる。育成者権、特許権、商標権など重複して権利化することが可能であり、目的や権利の期間なども違うので、それらを有効に活用すべき。

澁澤教授：栽培技術の特許にするためには、自然の法則を利用したものとして普遍化し、人工物・創作物として翻訳する必要がある。

雨宮参事官：まず現在の保護システムを守ることが大切だと考えており、普及指導員を集めて知財の研修を実施し、生産現場における知識普及を考えている。また普及センターで新たなカメムシ防除技術を体系化し特許申請しているところもある。今後、普及組織としてどのようなところに力点を入れたらよいか。

澁澤教授：農家に易しく、理解していただく指導をすること。また、特許を通じて自らの経営や技術を見直すインセンティブを与えて欲しい。

北村技術室長：特許流通アドバイザーの活動の中で、企業側のニーズを把握されると思うが、研究機関にフィードバックしているのか。

田所アドバイザー：企業のニーズは技術会議等へ報告している。

高野先端産業技術研究課長：特許取得についての独法の研究者の意識を高めるためにはどうすればよいか。

田所アドバイザー：研究者は開発した技術を企業に売り込むことが苦手である。研究には莫大な経費をかけていることを知る必要がある。国民の生活向上と地域振興が研究のどこに結びついているかがポイントになる。

荒井事務局長：特許を取った方が実用化されやすい。企業は実用化に向けて投資が必要であり、特許は、回収するまでの期間、独占を認めている。20年以上かかる。権利化されていないと、うまくいったものが他社に真似されるリスクが大きく、使いにくい。農業の研究開発の実用化は、国がやる方式からマーケットメカニズムに頼るようにならなければならないことを認識してもらうことが必要。

永田生産振興推進室長：品種も TLO に入れて欲しいとあったが、現在 TLO が品種を扱っていないことについて何か具体的な問題があるのか。

田所アドバイザー：例えば「クイックスイート」(さつまいも品種)のように、ある企業に育成者権と特許権を許諾したが、許諾を受けるところが違うということから、農林水産省は種苗法と特許料の2つも取るのかという印象を与えかねない。今後は契約において両方同時に取り扱いができる仕組みにする方がよい。企業も地域振興に貢献しやすくなる。

染審議官：以前は途上国で技術指導をすることはいいことだったが、今後は競合しかねない。工業分野では、海外への技術流出についてどのような防衛策があるのか。

荒井事務局長：企業では、従業員のパスポート管理、就業規則に雇用契約時の秘密保持項目の追加、会社の仕事と私事との区別の明確化、退職後の秘密保持を契約に盛り込むなどの取組がなされている。機密事項を明確化し、ランク付けしている会社もあり、会社の中で、どこが秘密なのか、そうでないのか、明確化する必要性がある。昨年度は不正競争防止法が改正され、営業秘密等の保護が強化された。

實重生産局総務課長：澁澤先生から提案のあった知財センターネットワークと、大学と農水省のネットワークの違いについてもう少し詳しくお聞きしたい。

澁澤教授：知財センターネットワークは、知財保護のサービス産業の育成。知財サービス産業が出てきているが、そのネットワークのコアとなるものが必要。また、農学部の研究者に対する啓蒙や連携のためのネットワークが必要。

澁澤教授：JICAの国際協力に係わっているが、シニアは技術能力も高く、知財の管理・保護をしっかり理解してもらう必要がある。

進行役：本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上